

インターネット関連法律の全体動向

岡村 久道 ●弁護士：国立情報学研究所 客員教授

懸案の「著作権法」「児童ポルノ法」など5つの関連法律が改正され、深刻化するサイバー攻撃対策を総合的かつ効果的に進める目的で「サイバーセキュリティ基本法」が制定された。

2014年春の通常国会（第186回国会）と秋の臨時会（第187回国会）では、複数のインターネット関連法案が可決成立した。その一覧は、資料6-1-1

を参照されたい。以下、成立した個々の法案について、成立日の順に説明する。

資料6-1-1 関連法律の全体動向

法令（成立日順）	成立日	公布日
電波法（改正）	2014年4月16日	2014年4月23日
著作権法（改正）	同年4月25日	同年5月14日
電気通信事業法（改正）	同年6月3日	同年6月11日
児童ポルノ法（改正）	同年6月18日	同年6月25日
放送法（改正）	同年6月20日	同年6月27日
サイバーセキュリティ基本法	同年11月6日	同年11月12日

出典：筆者が作成

■電波法の改正

電波法が改正された。主として、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の料額の見直しを図るものである。

具体的には、第一に、携帯電話関係について新たに電波利用料の軽減係数が導入され、それによって関係事業者の負担軽減が図られた。

第二に、スマートメーターやM2M等の新たな無線システムについては、ICTインフラとしての普及促進を図るため、電波利用料に上限額が設定された。

第三に、音声によって災害発生を住民に伝達する同報系デジタル防災行政無線、ホワイトスぺー

スを用いたエリア放送の電波利用料について利用料低減も図られた。

他にも、ラジオ放送の難視聴解消を目的として、小電力のFM中継局整備に対する支援が電波利用料の用途に追加され、技術基準適合証明等の表示方法に係る規定が整備されるなどの措置がとられている。

■著作権法の改正

今回の著作権法改正は、いわゆる電子出版権に関する法整備が中心である。

同法が規定する出版権は、これまで「紙」の媒体を対象とするものに限定されていた。しかし、イ

インターネット等の新たな情報伝達手段の発達に鑑み、電子書籍のような形態についても、何らかの形で出版者に権利を創設して保護対象とすることが期待されており、そのための法整備に向けた議論が関係者の間で続けられていた。

今回の改正では、従来の出版権を拡張する形が採用され、ネットを介した電子書籍のダウンロード販売のようなケースについても、公衆送信権を有する著作権者との間で出版権を設定することが

新たに可能になった。併せて、CD-ROMのような電子的・磁気的な記録媒体についても、新たに出版権の設定が可能になっている。

他にも、視聴覚的実演に関する北京条約の実施に伴い、著作権法による保護を受ける実演として同条約の締約国の国民が行う実演が、今回の改正で新たに著作隣接権の保護対象として追加された。以上の詳細は資料6-1-2参照。

資料6-1-2 著作権法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨	1. 近年、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、電子書籍が増加する一方、出版物が違法に複製され、インターネット上にアップロードされた海賊版被害が増加していることから、紙媒体による出版のみを対象とした出版権制度を見直し、電子書籍に対応した出版権の整備を行う。 2. また、視聴覚的実演に関する国際的な保護を強化するため、視聴覚的実演に関する北京条約の実施に伴う規定の整備を行う。
改正の概要	1. 電子書籍に対応した出版権の整備(第79条、第80条、第81条、第84条等関係) 紙媒体による出版のみを対象とした出版権制度を以下のように見直す (1) 出版権の設定(第79条関係) 著作権者は、著作物について、以下の行為を引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。 ① 文書又は図画として出版すること(記録媒体に記録された著作物の複製物により頒布することを含む)【紙媒体による出版やCD-ROM等による出版】 ② 記録媒体に記録された著作物の複製物を用いてインターネット送信を行うこと【インターネット送信による電子出版】 (2) 出版権の内容(第80条関係) 出版権者は、設定行為で定めるところにより、その出版権の目的である著作物について、次に掲げる権利の全部又は一部を専有する。 ① 頒布の目的をもって、文書又は図画として複製する権利(記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む) ② 記録媒体に記録された著作物の複製物を用いてインターネット送信を行う権利 (3) 出版の義務・消滅請求(第81条、第84条関係) ① 出版権者は、出版権の内容に応じて、以下の義務を負う。ただし、設定行為の別段の定めがある場合は、この限りでない。 ▶ 原稿の引渡し等を受けてから六月以内に出版行為又はインターネット送信行為を行う義務 ▶ 償行に従い継続して出版行為又はインターネット送信行為を行う義務 ② 著作権者は、出版権者が①の義務に違反したときは、義務に対応した出版権を消滅させることができる。 2. 視聴覚的実演に関する北京条約の実施に伴う規定の整備(第7条関係) 視聴覚的実演条約を締結するため、著作権法の保護を受ける実演に、視聴覚的実演条約の締約国の国民が行う実演を加える。 施行期日：平成27年1月1日(2.については、視聴覚的実演条約が我が国について効力を生ずる日)

出典：著作権法の一部を改正する法律 概要（文化庁、2014年4月）

■電気通信事業法の改正

電気通信サービスの確実・安定的な提供を確保するためには電気通信設備の管理体制拡充を図る必要がある。

ところが、今回の改正以前における電気通信設備の技術基準等は電気通信事業法の制定時（1984年）に定められたものであり、その時代を反映して、固定電話の事故対策を中心とするものにすぎなかった。

現在では、その当時と比べて状況が格段に変化

を遂げている。携帯電話やインターネットを利用するなどサービスが多様化してきたからである。それによって、今日の電気通信ネットワークの設備構成は複雑化するとともに通信量が急増し、電気通信サービスの重大事故（2時間以上かつ3万人以上の事故）が増加して、事故の規模も拡大している。

今回の改正は、こうした状況に対応することを目的として、事業者の自主的な取り組みによる事故防止を基本としつつ、その取り組みを適切に確

1 保する制度的枠組みを整備するという観点から、事故防止に係る措置の内容の充実、対象の見直しを行うために、規定の整備等を行ったものである。

2 具体的には、①「管理規程」（自主基準）の実効性確保のため、その記載事項として、全社的・横断的な「設備管理の方針・体制・方法」等を規定すること、②経営レベルの責任者として、「電気通信設備統括管理者」の選任を義務付けること、③「電気通信主任技術者」による監督の実効性確保（現場の監督機能の強化）、④回線非設置事業者（自らは通信回線を保有せず、通信回線を有している事業者から通信回線を借りてサービス提供する事業者）のうち国民生活に重要な役割を果たすサービス（有料かつ大規模なサービス）を提供する者に、回線設置事業者と同様の事故防止の規律（技術基準管理規程電気通信設備統括管理者、電気通信主任技術者）を課すことを柱としている。

6 ■児童ポルノ法の改正

インターネットの発達により児童ポルノ被害にあう児童数が増加し続けていること、児童ポルノ単純所持罪を設けるべきとの国際社会の強い要請があること等に鑑み、児童ポルノ法（正式名称は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」）が、議員立法によって改正された。

その中でも世間の注目を集めたのが、今回の改正によって、新たに、児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止した上（3条の2）、自己の性的好奇心を満たす目的で自己の意思に基づいて所持または保管する行為については罰則の対象（児童ポルノ所持罪）となったことである（7条）。

「自己の意思に基づいて」を所持罪の要件とした趣旨は、嫌がらせなどによってメールで送りつけられた場合、意図しないネットアクセスで自分の

コンピューターに入ってしまった場合、マルウェア感染によって勝手にダウンロードされた場合、掲示板やサーバーの管理者が、他人の投稿によって事実上保有するに至った場合などを除外して、処罰範囲を合理的に限定するためである。

「自己の性的好奇心を満たす目的」を所持罪の要件とした趣旨は、「自己の意思に基づいて」について述べたようなケースを除外することに加えて、図書館、アーカイブス、報道機関等を除外するためであり、3条にも学術研究、文化芸術活動、報道等に関する国民の権利及び自由を不当に侵害しないように留意する等が規定されている。

所持罪の新設にあたり、施行前から所持している児童ポルノについて、罰則の適用前に適切に自主的な廃棄等の措置が講じられるよう、所持罪は改正法施行の日（2014年7月15日）から1年間は適用されないものとして、猶予期間が置かれた。

今回の改正によって、それ以外にも、児童ポルノの定義の明確化を図るための規定、心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する制度を充実させ強化を図るための規定、インターネットの利用に係る事業者の努力規定などが設けられている。これに対し、漫画やアニメ等についての規定は設けられなかった。

■放送法の改正

近年における放送をめぐる社会経済情勢の変化等を踏まえた今回の放送法改正によって、日本放送協会（NHK）のインターネット活用業務の拡大が図られた。

具体的には、放送済みの番組だけでなく、放送と同時の番組ネット配信（試行的・限定的に実施中）を恒常的業務として実施できるようにするほか、放送・通信連携サービス（ハイブリッドキャスト）等の新たな業務の本格的な実施を可能とした。NHKが定める「実施基準」に従い業務を実施

し、実施基準の事後的な検証・見直しの仕組みも導入されている。併せて、外国人向けテレビ国際放送の番組の国内放送事業者への提供業務の恒常化等も図られた。

民放関係では、放送事業者の経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設、認定放送持株会社の認定の要件の緩和が図られている。

■サイバーセキュリティ基本法の制定

サイバー攻撃による被害が深刻化していることを踏まえ、サイバーセキュリティ基本法が議員立法として制定された。

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）の制定（2000年）から約14年という歳月

を経て、その間における諸情勢の変化に伴い、「情報の自由な流通を確保しつつ、サイバーセキュリティの確保を図ることが喫緊の課題となっている状況」に鑑み、IT基本法と相まって、我が国のサイバーセキュリティの施策を総合的かつ効果的に推進し、もって、①経済社会の活力の向上・持続的発展、②国民の安全・安心に暮らせる社会の実現、③国際社会の平和及び安全の確保、並びに我が国の安全保障への寄与を目的としている（1条）。

この法律では、基本理念を定め、国の責務等を明らかにして、サイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとしている。概要については、資料6-1-3を参照されたい。

資料6-1-3 サイバーセキュリティ基本法案の概要

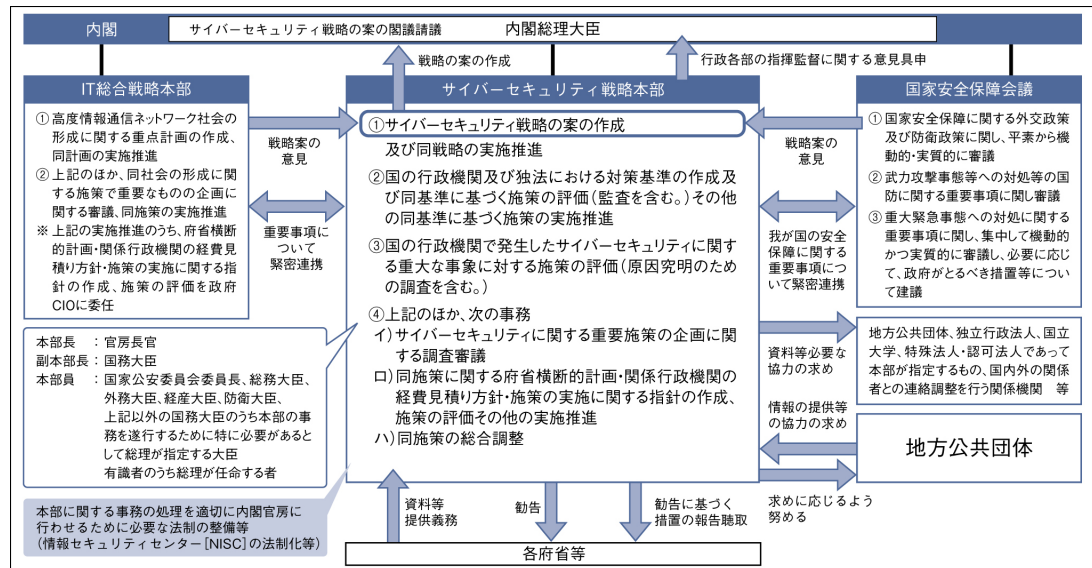
第I章. 総則	第II章. サイバーセキュリティ戦略	第III章. 基本的施策（つづき）
■目的（第1条） ■定義（第2条） ⇒「サイバーセキュリティ」について定義 ■基本理念（第3条） ⇒サイバーセキュリティに関する施策の推進にあたっての基本理念について次を規定 ①情報の自由な流通の確保を基本として、官民の連携により積極的に対応 ②国民1人1人の認識を深め、自発的な対応の促進等、強靱な体制の構築 ③高度情報通信ネットワークの整備及びITの活用による活力ある経済社会の構築 ④国際的な秩序の形成等のために先進的な役割を担い、国際的協調の下に実施 ⑤IT基本法の基本理念に配慮して実施 ⑥国民の権利を不当に侵害しないよう留意 ■関係者の責務等（第4条～第9条） ⇒国、地方公共団体、重要社会基盤事業者（重要インフラ事業者）、サイバー関連事業者、教育研究機関等の責務等について規定 ■法制上の措置等（第10条） ■行政組織の整備等（第11条）	■サイバーセキュリティ戦略（第12条） ⇒次の事項を規定 ①サイバーセキュリティに関する施策の基本的な方針 ②国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保 ③重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進 ④その他、必要な事項 ⇒その他、総理は、本戦略の案につき閣議決定を求めなければならないこと等を規定 第III章. 基本的施策 ■国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保（第13条） ■重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進（第14条） ■民間事業者及び教育研究機関等の自発的な取組の促進（第15条） ■多様な主体の連携等（第16条） ■犯罪の取締り及び被害の拡大の防止（第17条） ■我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある事象への対応（第18条） ■産業の振興及び国際競争力の強化（第19条） ■研究開発の推進等（第20条） ■人材の確保等（第21条）	■教育及び学習の振興、普及啓発等（第22条） ■国際協力の推進等（第23条） 第IV章. サイバーセキュリティ戦略本部 ■設置等（第24条～第35条） ⇒内閣に、サイバーセキュリティ戦略本部を置くこと等について規定 附則 ■施行期日（第1条） ⇒公布の日から施行（ただし、第II章及び第IV章は公布日から起算して1年を超えない範囲で政令で定める日）する旨を規定 ■本部に関する事務の処理を適切に内閣官房に行わせるために必要な法則の整備等（第2条） ⇒情報セキュリティセンター（NISC）の法制化、任期付任用、国の行政機関の情報システムに対する不正な活動の監視・分析、国内外の関係機関との連絡調整に必要な法制上・財政上の措置等の検討等を規定 ■検討（第3条） ⇒緊急事態に相当するサイバーセキュリティ事象等から重要インフラ等を防御する能力の一層の強化を図るための施策の検討を規定 ■IT基本法の一部改正（第4条） ⇒IT戦略本部の事務からサイバーセキュリティに関する重要施策の実施推進を除く旨規定

出典：わが国のサイバーセキュリティ戦略（内閣官房情報セキュリティセンター）、2014年7月

さらに、その司令塔ともいべきサイバーセキュリティ戦略本部を設置するものとしている。その位置付けについては、資料6-1-4を参照されたい。これは、現行の「情報セキュリティ政策会議」を発展させる方法で設置することが予定されている。

これによって、今後はサイバーセキュリティ施策の実施に必要な法制上の措置等（10条）、行政組織の整備等（11条）が、政府主導で迅速強力に進められることになる。

資料 6-1-4 サイバーセキュリティ戦略本部の機能・権限（イメージ）



出典：わが国のサイバーセキュリティ戦略（内閣官房情報セキュリティセンター、2014年7月）

■結びに代えて

2015年春の通常国会には、個人情報保護法改正

案など大型の法案が提出される予定であり、今後
も立法動向から目が離せない状況である。



1996, 1997, 1998, 1999, 2000, ...

[インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2015年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp